

<研究ノート>

イタリアにおける女性の政治参画の現状 —クオータ制違憲判決から憲法改正による女性の政治参画促進へ—

高 橋 利 安

I はじめに

イタリアでは、男女共同参画促進政策の展開の成果もあって1980年以降多くの分野に女性が進出した。しかし、政治の分野では女性の進出は非常に遅れており、政策決定過程への女性参画率はEU諸国の中でも最低である。この遅れに対処するために、1996年の政権交代で誕生した中道左派政権は積極的な取組を行ってきたが、十分な成果を得たとはいえない。本稿は、イタリアでの女性の政治参画の遅れを、その制度的（教育、家族、選挙制度）・文化的（カトリック文化）背景と遅れを是正するために採られた施策（憲法裁判所のクオータ制違憲判決のもたらした困難を克服するために採られた施策）を中心に分析したものである。

まず、イタリアの男女平等に関する基本的な法制度の概要を描くことから始めよう。

II 男女共同参画に関する基本法制¹⁾

1. 憲法—男女平等に関する規定を中心に

男女共同参画の基本理念や国等の責務と権限を規定した包括的な基本法

1) 「基本法制」「基本法令」「個別法令」という用語は、1997年度総理府委託研究「男女共同参画に関する諸外国の基本法制等に関する調査研究」（主査：大沢真理）によって採用されたものに従っている。この「調査研究」によれば、「基本法制」を、憲法・条約、基本法令、個別法令の3つのレベルに分けており、「基本法令」とは、「男女共同参画に関する基本理念や国等の責務と権限等を規定する法令」

令と言うものは今のところ存在しない。しかし、イタリアの特徴は憲法に男女平等を保障する規定が豊富にあることである。まず、憲法の基本原則として第3条第1項（「すべての市民は、等しい社会的尊厳をもち、法律の前に平等であり、性別、人種、言語、宗教、政治的意見、身体的及び社会的条件によって差別されない。」）で形式的平等原則を定め、性別による差別を禁止し、第2項で「市民の自由と平等を事実上制限し、人格の完全な発展及び国の政治的、経済的、社会的組織へのすべての勤労者の実効的な参加を妨げる経済的・社会的障害を除去することは、共和国の責務である。」と定め、形式的な平等を超える実質的な平等を保障し、ポジティブ・アクションに憲法的な根拠を与えていたと評価されている²⁾。

この男女の平等に関する基本原則を各分野に具体化するものとして、家族関係における両配偶者の平等規定（第29条第2項「婚姻は、家族の一体性を保障するために法律で定める制限の下に、配偶者相互の倫理的及び法的平等に基づき、規律される。」）³⁾、雇用関係における男女労働者の権利の

- あって、特定分野のみに適用されるものではないもの」を、「個別法令」とは、「男女共同参画に関連する法令であって、特定の分野のみに適用があるもの」を指している。大沢真理（監修代表）『21世紀の女性政策と男女共同参画基本法』（改訂版、ぎょうせい、2002年）62頁参照。
- 2) 「他の諸国と違って、イタリアでは、劣位にある階層のためのクオータ又はポジティブ・アクション政策は一般的な政策的選択及び判例の動向によって確立した原則ではなく、少なくとも憲法上の一つの明確な規定、すなわち、平等の一般的原則を規定している広範な規定に位置づけられた憲法第3条2項に基づく付ける。」（Stefano Nespor, *Politica delle quote: pro e contro*, in Bianca Beccali (a cura di), *Donne in quota. È giusto riservare posti alle donne nel lavoro e nella politica?*, Milano, Feltrinelli, 1999, p.131.）
- 3) 憲法の家族規定に関する全体像と家族法規については以下のようにまとめることができる。すなわち、憲法は家族を「婚姻に基づく自然的共同体」（第29条1項「共和国は婚姻に基づく自然的共同体としての家族の権利を認める。」）と規定し、家族を最も基本的な共同体として位置付け、前国家的な共同体として一個の権利主体であると見なす一方で、第31条第1項（「共和国は、経済的及び他の措置により、家族の形成及びそれに必要な任務の遂行を助ける。」）で家族の保護を定めている。家族関係における男女平等については、第29条第2項で両配偶者の平等（第29条2項）条項を置いている。また、婚外子に対して婚内子との平等規定の存在も注目される（第30条第1項「子供を育て、教え、学ばせることは、両親の義務であり、権利である。子供が婚姻外で生まれたものであっても、同じとする。」）。

高橋：イタリアにおける女性の政治参画の現状

平等、男女の同一価値労働・同一賃金原則規定（第37条1項「女子勤労者は男子勤労者と同じ権利を有し、等しい労働につき同じ報酬を受ける。」）⁴⁾、政治関係における男女の機会均等規定（第51条1項「すべての男女の市民は、法律で定める資格にしたがい、平等の条件の下に、公務及び選挙による公職に就くことができる。」）⁵⁾がある。

条第3項「婚姻外で生まれた子供に対する法的及び社会的保護は、法律で定める。」）。以上の憲法が描く家族観は、カトリック的家族観と世俗的・市民的な家族観との妥協の産物と言われている。

憲法上の家族関係における両配偶者間の平等原則の存在にもかかわらず、具体的な家族関係法規は、1942年の民法典が基本的に継続し、婚姻の解消の禁止、夫を「家族の長」と位置付ける家父長制、婚外子の差別を特徴としていた。このような家族法体系に革命的な改革をもたらしたのは、離婚制度を導入した「離婚法」（婚姻解消の諸ケースに関する規律、1970年12月1日法律898号）であった。さらに1975年に家族法（1975年法律151号）が大改革され、家族理念を「家父長制から夫婦・親子の平等制へ」と根本に転換して憲法の家族に関する理念が具体化されることになった。この改革により、①配偶者相互間の権利義務は平等化され、②妻の姓については、夫婦同姓の強制が廃止され、自らの姓に夫の姓を連結して表示する結合姓を用いることが可能になり、③婚外子の法的地位は大幅に改善（相続分・遺留分については婚内子と同等化）された。また、性や生殖の女性による自己決定の分野では1978年に「妊娠の社会的保護と任意の妊娠中絶法」によって人工中絶が合法化された。

しかしこの分野ではカトリック勢力の影響がいまだに強く、離婚法、中絶法はその廃止の可否を問う国民投票にかけられたり（いずれも廃止反対派が勝利）、2001年5月に行われた総選挙の論戦の中でも中道右派勢力のリーダーであるベルルスコーニ（現首相）が中絶法の見直しを主張したりしている。なお、事実婚、同姓カップルといった多様な家族形態を認める法制度は実現していない。

4) 家族、雇用関係に関するこれらの規定は、カトリック勢力の否定できない影響の下に憲法に挿入されたものであり、そのため女性の母性の担い手としての側面や家族の一体性の維持を強調するものになっていると言う限界も指摘されている。（たとえば、配偶者間の平等を「家族の一体性を保障する」ために制限することを容認したと読める第29条2項や女子労働者の労働条件を「女子に不可欠な家政の遂行を可能とし、母親と幼児に特別の適切な保護を保障するものでなければならぬ」した第37条2項に示されている）

5) 比較憲法に見ると、この51条は単に「すべての市民」（tutti i cittadini）ではなく「すべての男女の市民」（tutti i cittadini dell' uno o dell' altro sesso）と両性を明記している点で注目される。これは、制憲議会の活動している時にイタリアでは、裁判官、政治的権利及び権限を行使する公務員、軍人という公職から女性を排除する現行法が存在し、明確にかような排除を禁止することが必要であったと言う歴史的背景がある。

2. 個別法令

男女共同参画に関する個別法としては以下のものがある。

①雇用の分野⁶⁾

1) 「労働における男女平等待遇法 (Parità di trattamento tra uomini e donne in materiale di lavoro)」(1977年12月9日法律903号)

これは、憲法37条を具体化するもので、EU指令をイタリアへ適用したものであり、性による雇用の場面での差別禁止の中核法という位置を占めている。これによって就職、職業訓練、職業研修、技能改善（第1条）、賃金及び職務分類（第2条）、昇進並びに資格及び職務割当（第3条）などの差別が明示的に禁止された。また性別を理由とする解雇、配置転換、懲戒処分は無効とされた（13条による1970年法律300号「労働者憲章 (statuto dei lavoratori)」15条末項の改正）。この法律は、カトリック文化の影響から母性（maturità）の保護に限定せず、家庭責任（家事、育児など）の主たる遂行者としての女性の「保護」に力点が置かれてきた女子労働法制の流れを「男女の平等」へと転換したことで画期的な立法と言える。しかし、同時に同法には①女性労働者が雇用の現場で実際に被っている事実上の不利益や間接的な差別に関する規定が欠如していること、②女性に対する差別行為を単に無効とするに止めたことに示される違反行為に対する法的制裁の不充分なこと（この結果、女性差別に対する司法的救済が上手く機能しなかった）、③差別の立証責任が原則的に原告に課されていたことなどの問題点も指摘されていた。

2) 「労働における男女平等の実現に関するポジティブ・アクション法 (Azioni positive per la realizzazione della parità uomo-donna in lavoro)」(1991年4月10日法律第125号)

1977年の「男女平等待遇法」の問題点を解決し、雇用の分野で事実上結

6) 以下の各法律については、大内信哉『イタリアの労働法 伝統と改革のハーモニー』日本労働研究機構、2003年) 156頁—168頁；松浦千鶴「イタリア」『諸外国のアダーマティブ・アクション法制』東京女性財団、1996年209頁—234頁を参照。

高橋：イタリアにおける女性の政治参画の現状

果の平等を実現する手段として制定された。これは、EC理事会の1984年635号勧告「女性のための積極的正措置対策の要請」を具体化したものであり、加盟国で最初の立法化であった。この法律は11条からなり、雇用分野における機会均等の実現を妨げている障害を積極的正措置によって排除し、男女間に実質的平等を実現することを目的としている（第1条）。同法に言う「ポジティブ・アクション」とは①職業訓練・採用・昇進などにおける男女間の不平の除去、②女性の職業選択肢の多様化、③女性の労働条件に不利益となる労働条件・労働組織の除去、④女性の進出が遅れている分野・職務での女性の活用、⑤家庭責任と職業責任の両立を男女に保障するための支援、を目的とした措置と定義されている（第1条2項）。さらに同法は「ポジティブ・アクション」の実施を促進する行政機関として労働・社会保健省の下に「男女の労働者間の平等待遇及び機会均等原則の実施に関する全国委員会（il Comitato nazionale per l'attuazione dei principi di parità di trattamento ed uguaglianza di opportunità tra lavoratori e lavoratrici. CNP）」（第5条・6条）の設置、及び州・県レベルでの職業斡旋などを任務とし、さらに性差を理由とした差別に関する訴訟で女性労働者の訴訟代理人となる「均等コンサルタント Consiglieri di parità」（第8条）に関する規定を置いている。

3) 「女性起業家のためのポジティブ・アクション法 (Azioni positive per l'imprenditoria femminile)」(1992年2月15日法律第215号)

この法律は、2) の「ポジティブ・アクション法」の具体化法で、経済及び起業活動における男女の機会均等及び実質的平等を促進するために1996年度で300億リラの予算で女性起業発展のための基金を設立し、一定の条件で女性中心の企業の創設及び維持に対する助成を行い、女性起業のための委員会を商工省に設置することを規定している。

②育児の分野

「母親労働者の保護法 (Tutela delle lavoratrici madri)」(1971年12月30日法律第1204号)、「労働における男女均等待遇法」に基づき男女とも有給の

育児休業制度が定められたが、「母性及び父性の支援、養育権及び教育権並びに都市の業務時間の調整に関する法律 (Disposizioni per il sostegno della maternità e della paternità, per il diritto alla cura e alla formazione e per il coordinamento dei tempi della città) (2000年3月8日法律第53号) によって両親の育児・養育休暇制度が拡張され、子供が1歳未満で6ヶ月認められていた有給（賃金の30%の育児休業手当）の育児休暇が8歳まで10ヶ月になった。

③女性に対する暴力への保護法

この他に暴力に対して女性を保護する立法として「性暴力禁止法 (Norme contro la violenza sessuale)」(1996年2月15日法律第66号) があり、「家族関係における暴力に対する措置法 (Misure contro la violenza nelle relazioni familiari)」(2001年4月4日法律154号)⁷⁾ も制定された。

3. 男女共同参画推進体制の整備（国レベル）

男女共同参画を推進する中央行政機関としては、まず「男女平等・機会均等のための全国委員会」(la Commissione Nazionale per la parità e pari opportunità tra uomo e donna) がある。本委員会は、1984年にコペンハーゲンで開催された「女性に関する国連の第2回世界会議」によって採択された行動計画を受けて、1984年には、内閣総理大臣令によって内閣府の下に設置され、1990年法律 (1990年6月22日法律164号「1988年8月23日第21条第2項に定める委員会の構成及び権限に関する法律」(Norme sulla composizione e i compiti della Commissione di cui al comma dell' art. 21 della legge 23 agosto 1988, n. 400) に基づいて整備された⁸⁾。

7) 本法律については、椎名規子「イタリアにおけるドメスティック・バイオレンスの現状と法的課題」『比較法制研究』No. 23, 2000年, 47頁—84頁；同「イタリアにおけるドメスティック・バイオレンスに対する新法について；2001年『家族関係における暴力防止措置法』の意義」『専修大学方角研究所紀要』27巻, 141頁—175頁を参照。

8) 本委員会の設置目的・構成・任期・権限は以下の通り。

高橋：イタリアにおける女性の政治参画の現状

さらに、1996年総選挙でプローディ率いる中道左派が政権についてから男女共同参画社会の構築を促進する中央行政機関の整備が進んだ。プローディは組閣にあたって無任所大臣として男女均等担当大臣（Anna Finocchiaro）を初めて任命し、翌年にはプローディ政権は大臣の権限行使を補佐する機関として、内閣府のなかに男女均等推進庁（Dipartimento per la pari opportunità）を設置し、内閣の男女共同参画促進の行動指針として「女性に権限と責任を与え、男女に選択の自由と社会的地位を認め、促進するための措置」を公布した。これは北京女性会議の行動綱領及びEUの「男女の平等と平等な機会の保障のための第4期行動計画（1996－2000）」の具體化を内容としたものであった。

III 女性の政治参画の制度枠組み

1. 選挙制度

1) 概要

イタリアでは汚職列島（タンジェントーポリ）といわれ、政財界の大物の逮捕者が相次いだ戦後最大の汚職スキャンダルを背景として「政治改革」が叫ばれ、1993年にすべてのレベルの選挙制度が改正され（州議会議員選挙制度のみ95年），政党システムも大きく変化した。その結果、①比例代表

- ↖ 1) 設置目的・任務（第1条）「憲法3条の趣旨を完全に実現することを保証するために…憲法3条に基づいて、女性に対するあらゆる直接的及び間接的な差別並びに平等を制限している実際の障害を除去することで、両性間の平等を促進することを任務」として設置された。
- 2) 構成・任期（第3条） 男女共同参画担当大臣の推薦に基づいて内閣総理大臣によって任命される30人の女性委員によって構成される。委員の任期は3年で、30人の内訳は、女性団体の代表（7人）、政党の女性幹部代表（11人）、全国的に代表的な労働組合代表（4人）、女性企業家団体代表（4人）。
- 3) 権限 ①内閣総理大臣に対する男女の平等実現及び男女間の機会均等を保障するための活動の遂行に必要な援助を提供する。②男女間の平等という目的に現行法体系を適合させるのに必要な研究を管理し、内閣総理大臣に男女間の機会均等を保障するのに必要な企画を進言し、男女平等政策の担当の行政機関の調整において総理大臣を補佐する。

制に基づくイタリア版多極共存民主主義、②キリスト教民主党を優位政党とした1党優位制、③政党支配（政党による国家機関、市民社会の支配を意味する）などを特徴とした「第1共和制」は終焉し、新たな政治システムへの移行期にあると言われている。ここでは90年代の改革を踏まえ、各レベルの選挙制度を女性の政治参画の促進のために導入されたポジティブ・アクションを中心に概観することにする。

2) 国政選挙

①下院選挙

1993年の改革で「多極共存型民主主義」から「多数代表型民主主義」への移行を合言葉に、ほぼ完全な比例代表制度から小選挙区を中心とした小選挙区制と比例代表の「混合型」（日本の分類によれば連用制に分類できる）に移行した。定数配分は比例部分25%、小選挙区部分75%である。比例代表部分は拘束名簿式で、政党の提出する候補者名簿に男女の候補者を交互に登載することを義務付けた男女交互名簿制を採用した（「下院選挙諸法の調整統一法典」（1993年8月4日法律277号および1993年12月20日委任命令により最新の改正を受けた1957年3月30日大統領令361号）「複数の候補者を登載する候補者名簿は、男女の候補者を交互に登載する」第4条2)号）。

②上院選挙

基本的枠組みは下院と同じで小選挙区75%、比例代表25%の「混合制」である。ただ、比例代表部分で名簿式を採用していない点、議席配分が州を基礎に行われる点で下院と異なっている。また政治代表の男女平等への対応として「男女の政治代表の均衡に配慮し」（「上院選挙に関する統一法典（Testo unico delle leggi recanti norme per l'elezione del Senato della Repubblica）」（1993年12月20日委任命令533号第1条）という努力義務規定が定められている。

3) 地方選挙

①州議会議員選挙

1995年の改革により次のような制度になった。定数の80%は非拘束名簿式の比例代表制で県を単位とした選挙区で議席配分される。残りの20%は州を単位とした選挙区に留保され、名簿式の多数代表制で配分される。比例代表名簿は一つの小選挙区名簿に連結することを義務付けている。そして小選挙区名簿の筆頭候補が州知事予定候補とされ、実質的な州知事直接選挙制を導入したと言われている。また小選挙区で勝利した候補者名簿に州議会における安定多数を保障するためにプレミアム制が採用されている。これは知事与党に安定多数を保障することで州政府のガバナビリティを確保するためである。さらに比例代表分、小選挙区分の候補者名簿いずれにも候補者総数の3分の1は女性候補者を登載することを義務付けたクオータ制が採用された（「新普通州議会議員選挙法（Nuove norme per la elezione dei consigli delle regioni a statuto ordinario）」1995年2月23日法律43号第1条第6項「すべての州及び県の候補者名簿には、男女いずれの候補者も候補者総数の3分の2を越えて登載できない。」）。

さらに、州知事は憲法が改正され州議会議員の互選から市民による直接選挙制へ移行した（「州知事の直接選挙及び州の憲章上の自治に関する法律」1999年11月22日憲法的法律1号2条）。また、州議会議員選挙の被選挙人資格、選挙制度も州が独自に州法によって規定することになった。

さらに「州知事は州を代表し、州参事会の政策を指導し、それに責任を持ち」「国家によって州に移譲された行政権を指揮する」と規定して、州知事の権限を強化した。

以上は20ある普通州についてであるが5つの特別州、トレント、ボルツァーノ特別自治県についても首長の直接選挙制が導入された（「特別州知事の直接選挙及びトレント、ボルツァーノ特別自治県知事の直接選挙法」2001年1月31日憲法的法律第2号）。

②県知事及び県議会議員選挙

1993年の改革によって県知事は県議会議員の互選から県民による直接選挙に変更された。県知事選挙は県議会議員選挙と同時に行われ、知事候補は県議会候補者団体と連結することになっている。有効投票の過半数を獲得した候補者が当選人となる。過半数を得た候補者がいない場合は翌週の日曜日に上位2位の候補者間で決選投票が行われる。

県議会議員選挙は、小選挙区を利用した非名簿式比例代表制（ドント式）が基本であるが、県知事に安定した議会多数派を確保するために選出された県知事候補と連結した候補者団体に総定数の60%を自動的に配分するプレミアム制を採用している。

③市町村長及び市町村議会選挙

市町村長についても1993年の改革によって市民の直接選挙制になった。人口規模によって異なった選挙制度になっている。

(1) 人口15,000人までの市町村

市町村議会議員選挙は優先投票ができる名簿式多数代表制であり、市長村長選挙と同時に行われる。候補者名簿には定数の4分の3以上の候補者を登載し、一方の性の候補者数が登載者総数の4分3を超えてはならないとされ、実際上、女性候補者数を15%確保するクオータ制を採用した（1993年3月25日法律81号「市町村長、県知事、市町村議会議員及び県議会議員の直接選挙法（Elezioni dirette del sindaco, del presidente della provincial, del consiglio comunale e del consiglio provinciale）」（第5条第2項）。しかし、以下に述べるように憲法裁判所はこのクオータ制を違憲とした。

市町村長候補の立候補要件として、一つの市町村議会議員の候補者名簿と連結が義務付けられている。市町村長選挙では相対多数の票を獲得した者が当選し、選出された市町村長候補と連結した候補者名簿に市町村議会議員総定数の3分の2の議席が与えられる。候補者名簿

高橋：イタリアにおける女性の政治参画の現状

内での当選人の確定は優先投票数によって行われる。

(2) 人口15,000人超の市町村

市町村長選挙は絶対多数2回投票制で、最初の投票で有効投票総数の過半数を得た候補者が当選となり、出なかった場合には上位2人による決選投票を2週間後行い、今度は相対多数を得た方が当選となる。立候補要件として、やはり、議会議員選挙候補者名簿との連結が義務付けられているが複数の候補者名簿と連結が可能となっている。

市町村議会議員選挙は、市長村長選挙と同時に行われ、非拘束名簿式比例代表制（ドント式）が基本であるが、市町村長に議会の安定多数派を与えるために当選した市町村候補と連結した候補者名簿に議員総定数の60%の議席を与える多数派プレミアム制を採用している。このプレミアム制は①市長村長候補が第一回投票で当選し、かつこの当選した候補と連結した候補者名簿も過半数の票を得た場合と②市町村長候補が決選投票で当選した場合で、この候補と連結した候補者名簿が比例配分では定数の60%の議席に到達せず、かつ第一回投票で過半数の投票を得た候補者名簿がなかった場合に発動される。候補者名簿内での当選人の確定は優先投票数に従って行われる。

ここでも(1)と同様のクオータ制が採用された。

2. 女性の選挙権・被選挙権に関する規定

女性の選挙権・被選挙権が認められたのは遅く、第2次世界大戦後の反ファシズム国民連帯内閣の下で1945年2月1日のことであり、女性が初めてその権利を行使したのは、1946年の憲法制定議会選挙のことである。憲法では「成年に達した男女すべての市民は選挙権を有する。」（第48条1項）と定め男女普通選挙を保障している。この憲法の規定を受けて下院の選挙権については、「選挙人の規律並び選挙人名簿の管理及び改訂に関する統一

法典」(1967年3月20日大統領令第223号) 第1条で、男女とも18歳選挙権を規定している。一方上院については憲法第58条1項で25歳と定めている。被選挙権年齢については、憲法で下院25歳(第56条3項), 上院40歳(第58条2項)と定められている。地方議会選挙については、選挙権(大統領令223号第1条), 被選挙権(「州議会議員, 県議会議員, 市町村議会議員及び地域評議会議員の被選挙人資格及び兼職条件並びに国民保険サービス職員の兼職条件に関する規程」1981年4月23日法律第154号)はいずれも18歳である。

選挙権についてのイタリアの特徴は、憲法で「投票を行うことは市民の義務である。」(第48条2項)と定め義務投票制をとっていたことである。しかし、これは1993年の改革によって事実上廃止された。

3. 選挙参加促進のための取組

女性のみを対象としてはいないが、投票権の行使を実質的に保障すると言う視点から、登録された投票所までの往復にかかる国鉄運賃の減額制度(運賃の70%減額), 移民労働者に対しては国境の駅から投票所のある市町村までの往復国鉄運賃の全額援助制度がある。

選挙参加促進に限定されないが、1999年には政党に対する国庫補助金の一部を女性の積極的な政治参加を促すための施策に充てる制度ができた。すなわち新政党国庫補助法(「選挙及び国民投票費用の償還並びに政治団体及び政党への自由寄付に関する規定の廃棄に関する新規程(Nuove norme in materia di rimborso delle spese per consultazioni elettorali e referendarie e abrogazioni concernenti la contribuzione volontaria ai movimenti e partiti politici)」(1999年6月3日法律第157号)第3条1項は、「すべての政党及び政治団体は第1条1項及び5項に定めるそれぞれの基金につき受領した償還金(下院, 上院, 欧州議会及び州議会の改選のための選挙運動に支出した選挙費用に関する償還金—著者注)の少なくとも5%に相当する額を、政治への女性の積極的な参加を拡大することに向けられ

高橋：イタリアにおける女性の政治参画の現状

た施策に充てるものとする。」と定めている。また、2項で政党の収支決算書にその支出の明細を明記する項目を設けることを明記した。しかし、この規定は、罰則がないこともあって遵守されていないと言われている。

IV 1995年クオータ制違憲判決とその後の動向⁹⁾

1. 1995年違憲判決

しかし、1993年以降に女性の政治過少代表問題への取り組みとして導入された積極的差別解消処置（候補者名簿への一定数の女性候補者の登載を義務付けたクオータ制—地方選挙、男女交互名簿制一下院選挙）は、1995年の憲法裁判所の判決（1995年9月12日判決422号）で違憲とされた。ここでは、この判決の内容の概要を整理することにする。

1) 事件の概要 バラネッロ在住のジョヴァンニ・マイオ氏は、1994年に行われたバンネッロ市議会議員選挙に関して、提出された3つの候補者名簿にはわずか一人の女性候補者しか登載されていなかったことを、1993年法律81号第5条第2項最終文違反としてモリーゼ州行政裁判所にその選挙事務の無効の申し立てをした。これに対して、モリーゼ州行政裁判所は、当該規定は、プログラム規定であって、法的効力がないと判断し、マイオ氏の訴えを却下したが、マイオ氏は国務院（Consiglio di Stato）に上訴した。国務院は、当該規定は法的効力を有すると判断した上でその憲法適合性（憲法第3条第1項、第51条1項、及び第49条）の判断を憲法裁判所に求めたものである。

2) 判決の内容¹⁰⁾ 憲法裁判所は、女性候補者の一定数の登載を義務付けた1993年法律81条第5条第2項最終文を以下の3つの理由を挙げ違憲と判

9) 以下の叙述は、Maria Rovero, Angelo Casolo, Tiziana Zanilo (a cura di), I nuovi statuti regionali: Strumenti per il riequilibrio della rappresentanza, Consiglio Regionale del Piemonte, 2003を参照した。

10) 本判決では、直接的には人口15,000人までの市町村議会選挙法のクオータ制が審議の対象であったが、憲法裁判所は、職権で、女性の政治過少代表問題への対応として採用されたすべての積極的差別是正措置を違憲とした。

断した。

第1の理由は、形式的平等原則を定めた憲法第3条第1項及びこの原則を選挙による公職の場面に具体化した第51条第1項に違反するという点である。憲法裁判所は、第3条第1項は、まず、「性別及び予見される他の差違の法的無関係性の原則」と理解されるべきであり、第51条第1項の言う「平等の条件」も「性差により区別しない」という意味であるという国務院の解釈論への支持をまず表明している。その上で憲法裁判所は、「一つ及び他の性への帰属は、決して被選挙権の獲得の資格とはなり得ないし、当然に、このことは候補者となる資格についても是認されなくてはならない」し、候補者とされる可能性は「当選できるため、すなわち、憲法第51条第1項の保障する被選挙権を具体的に享受するための、前提的かつ必要な条件である」との判断から、「選挙による公職への立候補に際しての候補者の性を理由にするいかなる形のクオータ制を義務付ける法的規則は、憲法上の準則との対立を引き起こす」としている。

第2の理由は、被選挙権の分野におけるクオータ制という積極的差別是正処置は、第3条2項が保障する実質的な平等原則によっても正当化されないという点である。裁判所は、まず、「市民の自由と平等を事実上制限し、人格の完全な発展及び国の政治的、経済的、社会的組織へのすべての勤労者の実効的参加を妨げている経済的・社会的障害を除去ためのいわゆるポジティブ・アクションの中に、多様な方法で両性間の機会均等という状態に到達するのを促すために立法者が採択してきた措置も含まれる（最高裁は、具体例として「労働における男女の平等実現のためのポジティブ・アクション法」（1991年法律125号）、「女性起業家のためのポジティブ・アクション法」（1992年法律215号）を挙げている）として、ポジティブ・アクションそれ自体の意味は是認している。

しかし、「そのような意図的に不平等な立法措置は、社会的・経済的に劣位な状況を除去するため、より一般的には、（基本的権利の行使の前提としての）個人間の物質的な不平等を贖い、除去するために採用されうること

高橋：イタリアにおける女性の政治参画の現状

が許されるのであって、すべての市民に対して厳格に平等に保障された基本的権利の内容自体に直接影響を与えることできない」として、ポジティブ・アクションの具体的な手段の在り方に限界付けを行った。こうした前提に立って、憲法裁判所は、「憲法制定議会が、第51条第1項によって確立した被選挙権に関する侵すことができない原則は、絶対的平等であり、性を理由とした、いかなる異なった取り扱いも、不利な条件にあるとされる集団に属する者に有利にその他の市民に対して基本的権利の具体的な内容を縮減することとなり、客観的に差別的にならざるを得ない」と判事した。

さらに、憲法裁判所はクオータ制について、「女性が特定の結果に到達することを阻害している障害を除去することを図るのではなく、女性に直接的にその結果を与えることになる」という理由で、憲法第3条第2項が規定する実質的平等原則によっても正当化できないとした。

第3は、候補者名簿に一定の割合で女性候補者の登載を法律によって義務付けていることが、民主主義的方法で国政に参加するための市民の自由な政党結成権を保障した49条に違反するという点である。

2. 違憲判決以後の動向 一 憲法改正へ

この判決の結果、憲法改正が緊急課題であるとの認識が深まり、憲法改正作業が促進され、政治代表の男女の均衡を促進する措置に憲法的根拠を与える3つの憲法的法律が成立した。すなわち、①「特別州知事の直接選挙並びにトレント特別県知事及びボルツァーノ特別県知事の直接選挙法 (Disposizioni concernenti l'elezione diretta dei presidenti delle regioni a statuto speciale e delle province autonome di Trento e di Bolzano)」(2001年1月31日憲法的法律第2号)、②「憲法第2部第5章の改正 (Modifiche al titolo V della parte seconda della Costituzione)」(2001年3月8日憲法的法律第3号)、③「憲法第51条の改正 (Modifica all' articolo 51 della Costituzione)」(2003年5月30日憲法的法律1号)である。ここでは、その成立までの経緯及びその内容の概要を紹介する。

1) 「2001年法律第2号」 これは、普通州知事を市民による直接選挙の導入、州の選挙制度に関する立法事項の州法への移譲、県知事の地位・権限の強化、県の憲章上の自治権強化を内容とした「州知事の直接選挙及び州の憲章上の自治に関する規定 (Disposizioni concernenti l'elzione diretta del Presidente della Giunta regionale e l'autonomia statutaria delle Regioni)」(1999年11月22日憲法的法律1号) の趣旨を特別州及び特別自治県に適用するための法律である。この法律の成立によって特別州は、その選挙法の改正が必要となった訳で、その改正作業にあたって満たすべき条件として「政治代表の男女間での均衡を実現するために、当該法律（州選挙法）は、選挙による審査へのアクセスの均等な条件を促進する」(第1条第1項b)号、第2条第1項c)号、第3条第1項c)号、第4条第1項v)号及び第5条第1項d)号) という条項を置いている。

2) 2001年1月31日憲法的法律第2号 この法律は、イタリアの中央集権的な国家体制を根本的に改革するものと評価されるもので、中道左派政権の強力なイニシアチブで成立した。1) が特別州を対象としたものであったが、これは1)の趣旨を普通州にも押し広げるために第3条に「州法は、社会的、文化的及び経済的生活における男性と女性との完全な均等を阻害しているあらゆる障害を除去し、かつ、選挙によって選ばれる職務への女性と男性と間のアクセスの均等を促進する」と定めている。

3) 2003年5月30日憲法的法律1号 成立は最後ではあるが、1995年の違憲判決以降の政治代表の分野での男女の平等に関する憲法改正の経緯を振り返るという意味で、少し詳細に成立までの経緯を辿ることにする。違憲判決を受けてまず動いたのは、男女平等・機会均等全国委員会であった。すなわち、全国委員会は、1997年4月に憲法第2部「共和国の組織」の全面的な改正案の作成を任務として、活動中であった「憲法改正のための両院合同委員会」に、下院の選出方法を定めた憲法第56条、上院の選出方法を定めた第57条、大統領の選出方法を定めた第84条のそれぞれの条文に「法律は両性の政治代表の均衡を促進する」という規定を追加する案を女性

高橋：イタリアにおける女性の政治参画の現状

憲法学者の助言を踏まえて提出した。

この提案の趣旨は、①州の憲章制定権を定めた改正案第60条7項「州法は、選挙される政治代表の両性間の均衡を促進する」、②国会の構成を定めた第77条2項「法律は選挙される政治代表の両性間の均衡を促進する」、③公務員について規定した第107条1項「男女間の機会の均等は保障される」として、両院合同委員会の憲法改正案に取り入れられた。しかし、合同委員会案は、与野党の合意に達せず審議日程からはずされ、廃案となってしまった。ここで、憲法第2部の全面的な改正という方法は挫折した結果、個別条項の改正という方法が採られることとなり、その最初の試みとして中道左翼政権の与党議員の議員提案で憲法第51条の改正案（第51条1項に「法律は男性及び女性市民の公務及び選挙による公職に就くための平等な条件を促進する」を追加する。1999年3月2日提出法案5758号）が提出され、下院での審議の結果「その目的のため、共和国は、適切な措置によって男女間の機会均等を促進する」と修正され、与野党すべての賛成で可決された。しかし、上院での審議入り前に国会が解散され、時間切れとなつた。

以上の経緯を踏まえて、2001年5月の総選挙の結果誕生したベルルスコーニ率いる中道右派政権は、政府法案として先に下院で議決されたものを2001年9月18日に再提案し、憲法改正手続きを再開し、2003年2月20日に政府案は最終的に採択され、第51条第1項は「すべての男女の市民は、法律で定める資格にしたがい、平等な条件の下に、公務及び選挙による公職に就くことができる。その目的のため、共和国は、適切な措置によって男女間の機会均等を促進する。」と改正された。

V 女性の政治参画の実情

1. 女性議員及び首長職の選出状況の推移

1980年代以降、女性は多分野に進出しているのに対して政治分野への進出は著しく遅れている。2001年現在イタリアの選挙による公職における女

性の占める比率は、EU諸国の中で最低の水準にある。具体的に見ることにしよう。

1) 国会議員

戦後女性議員の選出状況の変化は、一貫性のないものであったが（表1, 2, 3）、1960年代末に底になり（68年第5立法期下院2.8%，上院3.4%），80年代に政治状況（「政治の季節」と呼ばれ政治参加が活発化した）と政党内での女性の積極的な活動により増大した。1990年代は、政治システムの激動とともに激しく変化している。1992年の総選挙では、女性議員を多く排出してきた政党の敗北と優先投票数の削減といった選挙制度の一部改革のために女性議員数は減少した。新選挙制度による最初の選挙にあたる1994年選挙では、下院95人（15.1%），上院27人（8.6%）と戦後最高の水準に達した。これは、1993年の選挙法改正により、下院の比例代表分に男女交互名簿制が導入された結果だと評価できる。しかし、1996年の総選挙では、下院70人（11.26%），上院26人（8.25%）と再び大幅に減少した（図表1-1, 1-2）。特に下院で24人も減ったのは、1995年憲法裁判所判決によって男女交互名簿制が違憲とされたことが原因であると言える。

ここで、女性の政治過少代表問題という視点から注目すべき点は、男女交互名簿式が投入された最初の選挙である1994年の選挙結果分析から指摘できる以下の3点である。第1は、1990年代は、汚職の摘発で既存政党及び伝統的な政治階級の正統性が危機に陥り、国会議員の入れ替えが進行し、新しさ・変化を求める要求が政界に支配的であったという風潮が、政治におけるニューカマーとして革新の要素を代表できた女性にとって有利な政治状況であったのにもかかわらず、女性の政治的過少代表問題が大幅に改善されることはなかったということである。このことは、女性の政治的過少代表問題を解決するには積極的な施策が必要であることを示している。

第2は、比例代表分で男女議員の均衡を実現するために導入したにもかかわらず、155人中女性議員45人（29%）という結果に終わり、クオータ制

高橋：イタリアにおける女性の政治参画の現状

の一種である男女交互名簿制が十分には機能しなかったことである。これは、①比例代表分の定数が総定数の25%に限定されている、②比例代表分の候補者名簿提出が定数1～10という比較的小さな選挙区に行うことになっていた、という選挙制度に起因する問題もあるが、多くの政党が男性候補者を名簿1位に登載したという政党側のクオータ制への対応に起因するものも大きいといえる。このようにクオータ制はこれを積極的に利用する政治的意図が欠けた場合には女性の政治的過少代表問題を解決するための施策としては不十分であることが証明された。政治的意図の重要性は、各政党での女性下院議員比率の相違からも確認できる。(左翼民主党26.2%，共産主義再建党22.9%，がんばれイタリア13.9%，北部同盟14.4%，国民同盟5.6%)

第3は、小選挙区制は女性議員の選出に不利に働くと言う点である。下院の比例代表分では、女性議員率は29%であるのに対して小選挙区分ではわずか6.9%であり、小選挙区の得票数によって当選人を決定する非拘束式を採用している上院でも8.6%にとどまっている。

表1 下院における政党別女性議員数及びその比率(2003年7月4日)

	議席	女性議員数	比率
頑張れイタリア	176	13	7.38%
左翼民主主義者	136	33	24.26%
国民同盟	99	4	4.04%
マルゲリータ	77	4	5.19%
キリスト教民主主義者・中道民主主義者連合	39	3	7.69%
北部同盟	30	3	10.00%
共産主義再建党	11	4	36.36%
混合会派	49	7	14.28%
合計	617	71	11.50%

出典：Camera dei deputati, Statistiche parlamentari,
Distinzione dei deputati per gruppo e per sesso
(http://www.camera.it/chiosco.asp?content=/_dati/leg14/lavori/datistatistici/&source=%2Fdeputati%2Fcomposizione%2Findex%2Easp)

表2 上院における政党別女性議員数及びその比率（2003年7月）

	議席	女性議員数	比率
頑張れイタリア	80	5	6.25%
左翼民主主義者	64	8	12.50%
国民同盟	47	1	2.12%
マルゲリータ	37	5	13.51%
キリスト教民主・中道連合	28	0	0.00%
北部同盟	17	1	5.88%
緑の党	10	2	20.00%
自治のために	10	1	10.00%
混合会派	28	2	7.14%
合 計	321	25	7.78%

出典：上院の公式ウェブページに基づき作成

(http://www.senato.it/bd/comp/)

表3 戦後の女性議員数の変遷（1948—2001）

	下院			上院			両院		
	総議員数	女性	%	総議員数	女性	%	総議員数	女性	%
第1立法期 1948—1953	570	44	7.7%	342	4	1.2%	912	48	5.3%
第2立法期 1953—1958	590	34	5.7%	243	1	0.5%	833	35	4.2%
第3立法期 1958—1963	596	25	4.2%	249	3	1.2%	845	28	3.3%
第4立法期 1963—1968	630	28	2.8%	321	6	1.8%	951	34	3.6%
第5立法期 1968—1972	630	18	2.8%	322	10	3.0%	952	28	3.0%
第6立法期 1972—1976	630	24	3.8%	322	6	1.8%	952	30	3.1%
第7立法期 1976—1979	630	53	8.4%	322	12	3.7%	952	65	6.8%
第8立法期 1979—1983	630	55	8.7%	322	14	4.3%	952	69	7.2%
第9立法期 1983—1987	630	52	8.2%	323	16	4.9%	953	68	7.1%
第10立法期 1987—1992	630	88	13.0%	323	21	6.4%	953	103	10.8%
第11立法期 1992—1994	630	51	8.1%	315	31	9.8%	945	81	8.5%
第12立法期 1994—1996	630	95	15.2%	315	29	9.2%	945	124	13.1%
第13立法期 1996—2001	630	70	11.1%	315	26	8.2%	945	96	10.1%
第14立法期 2001	630	71	11.2%	315	25	7.9%	945	96	10.1%

出典：Presidenza del consiglio dei ministri, Dipartimento per le pari opportunità,
Donne in politica, IV edizione, 2001, Roma.

高橋：イタリアにおける女性の政治参画の現状

2) 地方議会議員

2003年現在の女性地方議員の比率は、州議会議員8.5%（表4）、県議会議員9.1%，市町村議会議員11.3%と低い比率になっている。1995年に比べて低下しているのは（州議会議員で4.85%減少），クオータ制の違憲判決の影響である。

表4 州議会における女性議員数及びその比率（2003）

		議席数	女性議員数	女性比率
普通州	アブルツツオ	43	1	2.3%
	バシリカータ	30	3	10.0%
	カラブリア	43	1	2.3%
	カンパニーナ	60	3	5.0%
	エミリア・ロマニヤ	50	7	14.0%
	ラツィオ	49	6	12.2%
	リグーリア	40	3	7.5%
	ロンバルディア	80	9	11.2%
	マルケ	40	5	12.5%
	モリーゼ	30	1	3.3%
	ピエモンテ	60	7	11.6%
	プーリア	60	0	0.0%
	トスカーナ	50	6	12.0%
特別州	ウンブリア	30	4	13.3%
	ヴェネト	60	9	15.0%
	フリウリ・ヴェネツィア・ジューリア	60	4	6.6%
	トレントイノ・アルト・アディジエ	70	14	20.0%
	ヴァッレ・ダオスタ	27	2	7.4%
合 計		1.052	90	8.5%

出典：La Commissione Nazionale per la parità e pari opportunità,

Donne nelle istituzioni, (http://www.governo.it/comparita/commissione/ricerca/donne_istituzioni/)

3) 首長職（地方政府構成員を含む）

まず、閣僚レベルでは、中道左翼政権の登場とともに女性閣僚数は増大した。すなわち、それまで最高で3人だったのが、最初の中道左派政権であるプローディ内閣では、3人にとどまったが、国民連帯内閣を除き最初の旧共産党出身の内閣であるダレーマ内閣では、一気に6人になり、アマート現内閣では4人となっている。政務次官もそれまでの2~3人から7~10人に増加した。しかし、中道右派政権であるベルルスコーニ内閣では再び大臣は2人、政務次官も6人に減少した（表5）。

地方政府での女性首長の比率は、州レベルでは知事5%，参事会員（地方政府の構成員）12.5%，県レベルでは知事3.9%，参事会員12.6%，市町村レベル（県庁所在地）では市町村長6.7%，参事会員14.4%となっている（表6）。相対的に参事会員での女性比率が高いのは、1993年法律81号第27条が参事会員構成の男女の均等を促進することを規定しているからである。

表5 女性大臣数及びその数の比率（1996-2001）

政 府	大臣数			政務次官数		
	男 性	女 性	%	男 性	女 性	%
プローディ (1996-1998)	20	3	13.0	40	9	18.4
ダレーマⅠ (1998-1999)	19	6	24.0	44	10	18.9
ダレーマⅡ (1999-2000)	19	6	24.0	53	9	14.1
アマート (2000-2001)	20	4	16.6	48	7	12.7
ベルルスコーニ (2001-)	21	2	8.6	51	6	10.5

出典：Presidenza del consiglio dei ministri, Dipartimento per le pari opportunità, *Donne in politica, IV edizione*, 2001, Roma.

高橋：イタリアにおける女性の政治参画の現状

表6 女性の地方政府構成員数とその比率（2003）

	女性	男性	合計	比率
県庁所在地の市町村長	7	96	103	6.7%
県議会議員	292	2,566	2,858	10.2%
州議会議員	81	879	960	8.4%
県庁所在地の市町村議會議員	457	3,571	4,028	
県参事会員	120	762	882	13.6%
州参事会員	27	176	204	13.2%
県庁所在地の市町村参事会員	148	875	1,023	14.5%

出典：Presidenza del consiglio dei ministri, Dipartimento per le pari opportunità,
Donne in politica, IV edizione, 2001, Roma.

2. 新選挙制度下での国会選挙における女性候補者当選率の推移（1994—2001）

まず、1994年選挙については、女性議員の当選率は、下院で504人の候補者の内95人が当選して18.8%，上院では268人が立候補し、29人が当選して10.8%であった。1996年は下院で275人が立候補して67人が当選して24.4%，上院は84人が立候補して26人が当選して31.0%であった。1996年の当選率が94年に比べて上がっているのは、女性候補者数が激減しているためである。また、1996年の政党連合別女性議員当選率は、オリーブの木+進歩派（共産主義再建党中央）+南チロル人民党：37.3%，自由の極26.92%，北部同盟18.18%であった。2001年は、下院で415人立候補して71人の当選で当選率は17.1%，上院は、220人の立候補者中、当選が25人で、11.3%であった（表7）。

表7 女性候補者数と当選率の変遷（1994—2001）

	女性候補者数	候補者総数	%	女性当選者数	当選率(1)	当選率(2)
1994						
下院	504	2889	17.38	95	15.1	18.9
上院	268	1475	18.17	29	9.2	10.8
1996						
下院	275	2194	12.53	70	11.1	25.4
上院	144	1007	14.3	26	8.2	18.0
2001						
下院	415	2982	13.9	71	11.2	17.1
上院	220	1928	11.4	25	7.9	11.3

注) 当選率(1)全候補者、当選率(2)は女性候補者に対するもの。

3. 選出の背景（時代背景、支持基盤等）

ここでは、女性の政治参画を阻害している要因についてまとめる。最初に指摘できるのは、イタリア政治階級の流動性の欠如である。すなわち、イタリア国会議員は再選率が高く、ニューカマーである女性の参入を阻止してきたのである。しかし、この構造は1990年代の政治システムの激動で揺らぎ90年代の2回の総選挙では再選率は50%を割っている。

第2は、イタリアでは政治家は、フルタイムで働く専門職業として認知されていることから、伝統的に男性の職業とされていた点である。この意識構造の再生産にはカトリック的女性観に基づく性役割分業が大きな役割を果たしている。しかし、この職業意識も1990年代に入り変容してきており、生活感覚に基づいたいわゆるアマ政治家も出現してきている。

第3は、女性の政治参画を促進してきた、キリスト教民主党、共産党に代表される大衆的組織政党の衰退という政党構造の変化である。

第4は、ユーロへの参加条件達成に向けた赤字削減策の一環として行われた社会福祉支出のカットによる女性の社会進出支援策見直しの進行である。この点では、イタリアでも家事、育児、介護といった家庭責任を女性が中心になって果たすべきであるというプレッシャーがなお強いことが、女性が政治参画に割く時間を奪っている。

4. 投票行動

1) 女性有権者数と投票率の変遷

有権者数は、1912年男子普通選挙の実現、1945年女性参政権の確立、1975年選挙権年齢の22歳から18歳への引き下げという3段階をへて増大し、総人口に占める有権者数比率は約84%となっている。女性人口の方が多いことを反映して、女性有権者の方が多い。

投票率は、義務投票制ということもあって1970年代までは90%を超えていたが、80年代に入り90%を割り、90年代では92年86.8%，94年85.5%，96年82.2%へと一層低落している。また、投票率の地域的格差が存在する

高橋：イタリアにおける女性の政治参画の現状

のもイタリアの特徴である（中北部が高く、南部が低い）。男女別のデータが入手できなかったので確実なことは言えないが、女性の投票率は男性に比べて4～5%と低いと言われている。（2000年4月16日の州知事・州議会選挙では、男性が75%に対して、女性は71.2%であった）

2) 投票行動における特徴

専門家が一致して指摘する女性有権者の投票行動の特徴は、女性候補者に投票しない傾向にあるということであった。これを裏付ける数字は入手できなかったが、女性の政治参画の促進と言う視点から見て大きな問題である。また、1990年代以降の投票行動の特徴として、キリスト教民主党や共産党といった大衆的組織政党の衰退、社会主義諸国の崩壊によるイデオギー政治の終焉、政党システムの破片化の進行、小選挙区制中心の選挙制度への移行などによってかつて中心であった政党への帰属意識に基づく投票が大幅に減り、候補者個人の評価に基づく投票、また選挙のごとに投票行動を変える浮動票が増えていること、さらに、この傾向は女性有権者に強いことが指摘されている。

VI まとめ

以上のイタリアにおける女性の政治参画の経緯・現状の分析から、日本の女性の政治への参画を考える際の示唆として次の4点を指摘して本稿のまとめとする。

まず第1は、女性の政治的過少代表問題を、女性の参政権の侵害として女性の権利の視点だけでなく、民主主義の欠陥として民主主義論の視点から捉えることが必要であるということである。もはや政治代表の男女不均衡が著しい国は、国際的にその国の統治の民主主義的正統性が疑問視されつつある。まさに、現代民主主義は、両性の政治代表者数の均等を要求しているのである。

第2は、女性の政治的過少問題解決のためには、女性議員数を増やすこ

とを目的とした特別措置を採ることが必要であるということである。この場合、①フランスの例のように憲法に選挙による公職へのアクセスの男女均等原則を挿入し、その実施法で政党に男女同数の候補者の選定と義務付ける方法、②スウェーデンの例のように政党の内部規則で候補数の均等を図る方法がある。イタリアの中道左派政権はフランスに習い①の方法を採用しているが、憲法改正問題が複雑な日本では②の方法が現実的のように見える。

第3は、選挙制度を設計する場合にジェンダー視点を考慮することが必要であるということである。多くの研究者が指摘した通り小選挙区制は女性の政治参画を阻害する選挙制度であることが前述のようにイタリアでも証明された。多くの先進諸国では選挙制度の設計にあたって政治代表における男女均等の促進が配慮されているが、日本では全く配慮されてこなかった。日本における選挙制度論の欠陥である。

第4は、女性の政治参画を促進するには、選挙制度改革といった政治制度の整備だけではなく、育児・介護支援システムの整備、男性の家庭責任履行支援策の積極的な採用といった、女性に割り当てられていた伝統的な役割を軽減する社会的なシステムを整備することが必要であるということである。イタリアでは1996年の女性の政治参画での後退は、クオータ制に対する違憲判決の影響だけではなく、ユーロ参加に向けた財政赤字削減のために行われた年金改革、医療制度改革といった福祉国家の見直しも影響していると指摘されている。